

令和6年度保育料徴収金基準額表

■ 一般世帯の保育料

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分				徴収金基準額（月額）
階層区分	階層コード	定 義		
第1階層	010	特定教育・保育等のあった月において生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯(単給世帯を含む)		0円
第2階層	020 (021)	市町村民税非課税世帯		0円
第3階層	030 (031)	市町村民税の均等割の額のみ課税世帯		7,500円 (3,250円)
第4階層	040 (041)	第1階層から第3階層までを除き、市町村民税の所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	20,000円未満	9,600円 (4,300円)
第5階層	050 (051)		20,000円以上48,600円未満	11,700円 (5,350円)
第6階層	060 (061)		48,600円以上57,700円未満	13,800円 (6,900円)
			57,700円以上67,000円未満	13,800円 (6,900円)
第7階層	070 (071)		67,000円以上76,000円未満	15,900円 (7,950円)
第8階層	080 (081)		76,000円以上97,000円未満 (76,000円以上77,101円未満)	18,000円 (9,000円)
第9階層	090		97,000円以上143,000円未満	23,500円
第10階層	100		143,000円以上169,000円未満	26,700円
第11階層	110		169,000円以上205,000円未満	
第12階層	120		205,000円以上301,000円未満	36,600円
第13階層	130	301,000円以上397,000円未満		
第14階層	140	397,000円以上	48,000円	

- 3歳～5歳児クラスのすべての子ども、0歳～2歳児クラスで市町村民税非課税世帯の子どもについては、保育料無償となります。

- 0歳～2歳児クラスで市町村民税課税世帯の子どもの保育料は次のとおりです。

- ※ 4月から8月分までについては前年度の市町村民税の課税状況、9月から3月分までについては当年度の市町村民税の課税状況に基づき保育料を算定します。
- ※ 第1子の保育料は各階層の上段の額となります。
- ※ 第2子の保育料は各階層の上段の額に0.5を乗じた額となります。ただし、第3階層から第6階層までに属する世帯にあっては全額免除となります。（第6階層に属する世帯にあっては市町村民税の所得割の額が57,700円未満である世帯に限る。）
- ※ 第3子以降の保育料は全額免除となります。
- ※ ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯、その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等、特に困窮していると市長が認めた世帯）であって上記の階層に属する世帯の第1子の保育料は各階層のかつこ内の額、第2子以降は全額免除となります。